

**【重点分野－3】2021 年 2 月の「全国一斉集中労働相談ホットライン」  
～雇用 SOS ちょっと待った！その解雇・雇止め～  
～「36（サブロク）の日」に向けて労働時間に関する相談も受付中～  
連合本部 LINE 労働相談集計報告**

連合本部では 2 月 24 日(水)～25 日(木) 限定で、連合本部 LINE 労働相談「～雇用 SOS ちょっと待った！その解雇・雇止め～・～「36（サブロク）の日」に向けて労働時間に関する相談も受付中～」をテーマに、無料通信アプリ LINE による労働相談を実施した。

この取り組みは、相談者の問題解決に向けた対応とあわせ、労働相談を通じて組合結成や処遇改善の取り組み等の対応を行うとともに、寄せられた相談をもとに政策・制度への反映をはかることを目的とし、実施している。なお、同時期に実施した「連合全国一斉集中労働相談ホットライン」（全地方連合会）の集計結果については別紙を参照いただきたい。

- I. 実施日時：2021 年 2 月 24 日(水)～25 日(木)  
10～15 時（最終受付 14 時 30 分）
- II. 場 所：連合本部・労働相談センター（フェアワーク推進センター内）
- III. 相談対応
  - 1. 対応相談員：14 名（連合本部スタッフ 13 名、中央アドバイザー 1 名）
  - 2. 相談体制：無料通信アプリ「LINE」（期間限定）
- IV. 相談件数：116 件（24 日：83 件、25 日：33 件）
- V. 相談概況：

<事前の PR について>

無料通信アプリ「LINE」による労働相談の実施にあたり、連合ホームページ、Facebook、Twitter など、各種広報媒体を活用し、事前に LINE@へお友だち登録を呼びかけた。

<属性>

年代別では、40 代と 30 代からの相談がそれぞれ 30%超と中間年齢層からの相談で 6 割強を占めた。性別では女性が 8 割を超え、雇用形態別では正社員が約 6 割を占めた。正社員以外からの相談では、パートタイムが 20%強、アルバイトと派遣労働者がそれぞれ 6%強となった。

<主な内容>

相談内容別では「労働契約関係（雇用契約等）」「賃金関係（賃金未払い、不払い残業等）」が同率(各 16.5%)でトップとなり、次いで「差別(パワハラ・嫌がらせ等)」、「労働時間関係（時間外労働等）」となっている。労働契約の相談では一方的なシフト変更、勤務日減、雇止めなど労働条件の不利益変更、賃金関係や労働時間の相談では不適切な労働時間管理から生じる不払い残業など使用者側の管理責任が問われるケースが目立つ。いずれの相談にも背景にはハラスメントが見て取れる。

以 上

□■□■ 寄せられた主な相談内容 ■□■□

■労働契約関係

- 契約社員として働いている。あと半年働ける予定であったが、急遽3月末で契約終了といわれた。(契約社員・女性・20代・卸売小売業／東京)
- 派遣として今年の10月末迄の雇用契約で勤務。先月(1月)派遣元より「次回の更新無し」と突然宣告され、「来月2月中にはいつ辞めても良い」と言われた。退職の意志を伝達したところ、自己都合扱いで退職届を提出するよう強要されている。(派遣社員・女性・50代／宮城)
- 2カ月の契約を反復更新して、28年継続勤務。会社から業務削減を理由に雇止めと言われた。5カ月前に資料配布、2/8に電話で言われた。他の同僚の方も、長年反復更新して働いていたのに雇止め。どうしても納得できない。(男性・運輸業)

■労働契約関係&差別等

- 役員室に呼ばれ用意された退職届に、今ここで記入するよう言われ記入してしまった。退職届を書く前に2回役員室に呼ばれ役員5名に対して私1人の面談があり圧力をかけられた経過もある。退職するしかないのか。(正社員)

■賃金関係

- 2日前にシフト減を知らされ勤務時間も減、その分賃金も減少しどうしたら良いのか。(アルバイト・女性・40代・サービス業／愛媛)
- 出張の日当が2年近く払われていない。社長から総務部長に指示をしても、忙しいということを理由に未だ払われず。話が進まない。(正社員／神奈川)
- 介護施設で働いていたが今月退職。労働時間の記録の改ざんがあり、不払い残業があるがどうしたらよいか。(正社員・男性・40代・医療、福祉／兵庫)

■差別等

- 上司のパワハラ。別部屋に呼び出し作り話をしてまで叱責し、人前で怒鳴り散らす。私にだけ「絶対に間違えるな。」など過剰な要求をして、脅迫めいた言い方をする。その上司は腹を立てると、人事課が相手でも癩癩を起し、話合いにならない。(嘱託職員・女性・40代、医療、福祉／広島)
- 某自動車ディーラーで事務業務。通常業務の他に、トイレ掃除、お茶汲みなど全てさせられている。昼休みも営業職は外食に出払い、私が事務所で電話番と宅配便の受け取りもする。女性が他に居ないからなのか。均等法に反していると思うが、どうしたらいいか。(正社員・女性・50代・卸売、小売業／北海道)

■労働時間関係

- 就業時間外のミーティングが常態化。1日30分未満の残業は切り捨てられる。(正社員・女性・20代・製造業／愛知)
- 1ヶ月200時間以上働かないと残業代が出ない。(正社員・男性・40代・製造業／神奈川県)
- 年次有給休暇が2年経たないともらえないと言われた。労基法違反だと言っても取り合ってもらえない。求人票に書かれていた休憩時間が取れない。(正社員・女性・40代・不動産業／神奈川)

以上